

千葉地域医療構想調整会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 保健医療計画を踏まえ、千葉地域における関係者の連携を図り、医療法第30条の14の規定に基づき、地域医療構想を推進するために必要な協議を行うことを目的とし、千葉地域医療構想調整会議（以下「会議」という。）を置く。

なお、会議は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

(所掌事項)

第2条 この会議の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 地域医療構想の推進に関する協議

ア 病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する事項

イ 病床機能報告制度による情報等に関する事項

ウ 千葉県計画（地域医療介護総合確保基金の年度ごとの事業計画）に盛り込む事業に関する事項

エ その他の地域医療構想の達成の推進に関する事項

(組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる者30名以内の委員で組織する。

(1) 保健医療関係機関・団体から推薦された者

(2) 保険者協議会から推薦された者

(3) 福祉関係機関・団体から推薦された者

(4) 千葉市から推薦された者

(5) その他必要と認められる者

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長は千葉市医師会長とし、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会議の議事を進行する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときのほか、議事の内容により議長に利益相反が生じるおそれがある場合は、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、千葉県健康福祉部医療整備課長が必要に応じ招集する。

2 千葉県健康福祉部医療整備課長は、必要に応じ関係者の出席を求め意見を聴取することができる。

3 会議は原則公開とし、患者情報や医療機関の経営に関する情報等を扱う場合には、非公開とすることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、千葉県健康福祉部医療整備課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、千葉県健康福祉部医療整備課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。